

院内感染対策に関する取り組み

1. 感染対策に関する基本的考え方

当院の感染対策は、患者様やご家族をはじめ、病院に関わるすべての人たちを感染から守るために「標準予防策（スタンダードプリコーション）」を基本とした感染対策を遵守しています。感染防止対策を病院全体として取り組み、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 感染対策に関する取り組み事項

1) 院内感染対策のための組織に関する事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。さらに、実働部隊として医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師で構成した感染制御チーム「ICT」を設置し、ラウンドを行い、抗菌薬の適正使用の指導や感染問題に迅速に対応しています。

2) 感染対策教育に関する事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。また、各部署に感染対策マニュアルを配備し、感染防止のために基本的な考え方、具体的な方法について全職員への周知を行っています。

3) 感染症発生状況報告に関する事項

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、感染対策チームで検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

4) 院内感染発生時の対応に関する事項

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染防止対策チームが感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

5) 患者様への情報提供に関する事項

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。合わせて感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

感染防止対策部門
令和5年 作成